

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

基本協定書（案）

令和6年10月25日

宇部市土木建設部

## 目 次

第1条	定義	1
第2条	趣旨	2
第3条	基本的合意	2
第4条	SPC の設立	2
第5条	SPC の株主	2
第6条	運営権の設定等	4
第7条	実施契約の締結	4
第8条	準備行為等	5
第9条	談合その他の不正行為による実施契約の不締結等	5
第10条	暴力団排除に係る実施契約の不締結等	6
第11条	実施契約の不成立	6
第12条	秘密保持	7
第13条	権利義務の譲渡等	7
第14条	本協定の有効期間	8
第15条	協議	8
第16条	準拠法及び裁判管轄	8
別紙1	SPC 設立時の本優先交渉権者構成員の出資一覧	10
別紙2	株主誓約書の様式	11



及び【 】をいう<sup>1</sup>。

(19) 「本優先交渉権者選定手続」とは募集要項等に基づく本事業の本優先交渉権者選定手続きをいう。

(20) 「要求水準書」とは、宇部市公共下水道西部処理区運営事業要求水準書をいう。

2 本契約に定める書類等に変更等があった場合には、当該書類等には当該変更等を含むものとする。

#### (趣旨)

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、本優先交渉権者が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、本優先交渉権者構成員が本事業を実施するために第4条に基づき今後設立する SPC をして、第7条に基づき市との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、市と本優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

#### (基本的合意)

第3条 市及び本優先交渉権者構成員は、本優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、SPC を設立し、SPC をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 本優先交渉権者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

#### (SPC の設立)

第4条 本優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC に係る履歴事項全部証明書、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を市に提出しなければならない。

(1) SPC は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が宇部市内であること。

(2) SPC は、設立時及び義務事業開始日（実施契約に定める定義による。以下同じ。）における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても ● 円以上<sup>2</sup>であること。

(3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。

(4) SPC の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。

(5) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。

(6) SPC は PFI 法第29条第1項第1号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

2 本優先交渉権者構成員は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を市に通知させるものとする。

#### (SPC の株主)

第5条 すべての本優先交渉権者構成員は、前条第1項に基づき SPC を設立するにあたり、募集

<sup>1</sup> 実際に選定された本優先交渉権者の構成に従って変更がありうるものとします。

<sup>2</sup> 本優先交渉権者の提案に基づき記載します。

要項に定める条件に従い、別紙 1 に本優先交渉権者構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本議決権株式の割り当てを受けるものとする。

2 本優先交渉権者構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、別紙 2 記載の様式の誓約書を提出するものとする。

(1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、担保権設定その他の処分（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けるものとする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。

(2) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

(3) 本議決権株主は、第 1 号の規定に従い市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、又は前号の規定に従い市の承認を得たうえで本議決権株主の発行を承認する株主総会において議決権を行使しようとする場合には、当該処分先又は割当先をして、別紙 2 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。

(4) 本議決権株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は株主総会において本議決権株式の発行を承認する旨の議決権の行使をしてはならない。

イ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ロ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

ハ 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

ニ 本議決権株主は、株主間契約（二者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを市に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する。

(5) 本議決権株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が SPC により義務事業又は附帯事業（いずれも実施契約に定める定義による。）に導入された場合、市及び市が指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を無

償かつ無期限で許諾すること。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。  
また、本議決権株主は、当該利用許諾に関して市又は市が指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をする。

- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分又は発行について前項第1号又は第2号の市の事前の承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分先又は割当先が前項第4号に定める要件を満たしており、かつ、②当該本議決権株式の処分者及び処分先又は割当先が、(i)当該処分先又は割当先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分又は割当先がSPCの事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、市は、原則として当該処分又は発行を承認する。
- 4 本優先交渉権者構成員は、提案書類の定めに従い、SPCへの出資者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるものとする。

#### (運営権の設定等)

- 第6条 市及び本優先交渉権者構成員は、第4条に定めるSPC設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市及びSPCそれぞれにおいて必要な承認手続を完了させる。
- 2 市は、第4条に定めるSPC設立後速やかに、運営権設定対象施設に対し、次に掲げる条件の全部が成就することを停止条件として、運営権を設定する。
    - (1) 運営権の設定に係るPFI法第19条第4項に定める宇部市議会の議決を経ていること。
    - (2) 義務事業の承継等及びその他準備が円滑に進捗していること。
  - 3 前項の運営権は、実施契約で別途定める効力発生要件が充足することを停止条件として効力が発生するものとする。
  - 4 第1項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、本優先交渉権者構成員又はSPCがこれを負担するものとする。

#### (実施契約の締結)

- 第7条 市及び本優先交渉権者構成員は、第4条に定めるSPC設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、市とSPCとの間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、市は、募集要項等に定める手続において公表(公表後の修正を含む。)された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。
- 2 本優先交渉権者構成員は、市が実施契約の締結までに提案書類に記載された任意事業に係る事項を要求水準書に反映できるよう、最大限協力する。
  - 3 本優先交渉権者構成員は、市から請求があった場合には速やかに、市に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として市が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報(以下「資料等」という。)を提供する。
  - 4 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、本優先交渉権者構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。

### (準備行為等)

- 第8条 本優先交渉権者構成員は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して 必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、本優先交渉権者構成員は、SPC 設立に際して、それ以前に本優先交渉権者構成員が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 2 市及び本優先交渉権者構成員は、実施契約が締結された後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
  - 3 本優先交渉権者構成員は、市が作成している令和8年度から令和9年度までの2事業年度についての SPC による運営権設定対象施設の改築に係る計画につき、市と協議及び調整を行う。

### (談合その他の不正行為による実施契約の不締結等)

- 第9条 市は、本優先交渉権者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第6号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、本協定を解除すること及び実施契約を解除し又は実施契約を締結しないことができるものとし、本優先交渉権者構成員に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 本事業に関し、本優先交渉権者構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本優先交渉権者構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2、第17条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本優先交渉権者構成員又は本優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体（以下「本優先交渉権者構成員等」という。）に対して行われたときは、本優先交渉権者構成員等に対する命令で確定したものをいい、本優先交渉権者構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、本優先交渉権者構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本優先交渉権者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 本事業に関し、本優先交渉権者構成員（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「刑法」という。）第96条の6又は独占禁止法第8

9条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (5) 本優先交渉権者構成員が、PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
- (6) 本優先交渉権者構成員が、偽りその他不正の方法により本優先交渉権者選定手続において本優先交渉権者として選定されたとき

#### (暴力団排除に係る実施契約の不締結等)

第10条 市は、本優先交渉権者構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除すること及び実施契約を解除し又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため本優先交渉権者構成員に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（宇部市暴力団排除条例（平成二十三年九月三十日条例第十九号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいい、の親会社等（PFI法第9条第4号に規定する親会社等をいう。）の役員を含む。）が暴力団員（宇部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
  - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### (実施契約の不成立)

第11条 本優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由（前二項に規定する事由を含むが、これらに限られない。）により、令和7年12月●日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場

合、以下のとおりとする。

- (1) 既に市及び本優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての本優先交渉権者構成員が連帯して負担する。
  - (2) 市は、本優先交渉権者構成員に対して、本優先交渉権者再選定に係る費用についての違約金として、金1億円を請求することができる。この場合、すべての本優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。
  - (3) 前号の規定は、市に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、市が本優先交渉権者に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 2 市の責めに帰すべき事由により、令和7年12月●日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、既に市及び本優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、市と本優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。
- 3 市及び本優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権の設定又は実施契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、令和7年7月11日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合は、既に市及び本優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### （秘密保持）

- 第12条 市及び本優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、①既に自ら保有していた情報、②既に公知の事実であった情報、③その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及び④その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市及び本優先交渉権者構成員は、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、本優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、市が宇部市情報公開条例（平成十二年三月二十七日条例第三号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある市若しくは本優先交渉権者構成員の職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と本優先交渉権者構成員の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は③本事業に関してSPCに融資等を行う金融機関等又はこれらの者の従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び本優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

- 第13条 本優先交渉権者構成員は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### (本協定の有効期間)

- 第14条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から義務事業開始日までとする。ただし、令和7年12月●日までに実施契約の締結に至らなかった場合は同日をもって、また、本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合には市が代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、第11条から第16条までの規定の効力は存続するものとする。
- 2 本協定の終了後においても、本議決権株主が本議決権株式の処分について市の事前の承認を求めた場合、第5条第3項に記載の条件がすべて充足された場合には、市は、原則として当該処分を承認する。

#### (協議)

- 第15条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と本優先交渉権者構成員が協議して定めるものとする。

#### (準拠法及び裁判管轄)

- 第16条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、山口地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、市並びに代表企業及びその他の本優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、市及び代表企業が各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

	所在地	
市	名称	
	代表者	⑩
	住所又は 所在地	
代表企業	商号又は 名称	
	代表者	⑩
	住所又は 所在地	
本優先交渉権者構成員	商号又は 名称	
	代表者	⑩
	住所又は 所在地	
本優先交渉権者構成員	商号又は 名称	
	代表者	⑩

別紙1 SPC 設立時の本優先交渉権者構成員の出資一覧

本優先交渉権者構成員の商号又は名称	出資額	本議決権株式の保有割合
	円	%
	円	%

別紙2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

令和 年 月 日

宇部市長 ●● ●● 殿

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

⑨

【 】(以下「当社」という。)は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【市及び【 】、【 】との間の宇部市公共下水道西部処理区運営事業基本協定書／市及び【 】(以下「SPC」という。)の間の【宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営権実施契約書】に定めるとおりとします。

- 1 SPC が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 当社は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本誓約書において同じ。）について、市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、担保権設定その他の処分（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による市の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
- 3 SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、市の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする（ただし、SPC が、本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合はこの限りではない。）。

- 4 当社は、第1号の規定に従い市の承認を得たうえでその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、又は前号の規定に従い市の承認を得たうえで本議決権株式の発行を承認する株主総会において議決権を行使しようとする場合には、当該処分先又は割当先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。
- 5 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分しないこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) PFI 法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること
  - (3) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 当社は、株主間契約（二者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPCにおける本議決権株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関するすべての契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合、その写しを市に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨市に通知する）ものとする。
- 7 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ市と当社の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは③本事業に関してSPCに融資等を行う金融機関等若しくはこれらの者の従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
- 8 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所を山口地方裁判所とすること。